

埼玉県訓令第一号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「雇用労働局長」の下に「、都市政策・公園局長、まちづくり局長」を加え、「地域エネルギー企画幹」を「埼玉版FEMA推進幹」に改め、同項第六号中「行政監察幹」の下に「、埼玉版FEMA推進幹」を加える。

第十一条第五項第一号、第二十一条第一項及び第三十条第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。